

<この日本語訳は公式のものではなく、気候変動枠組条約の公定訳等を参考に作成したものである>

国連気候変動枠組条約

配布先：一般

FCCC/SB/1999/INF.2/Add.2

1999年5月25日

英文のみ

科学上及び技術上の助言に関する補助機関第10回会合

ボン、1999年5月31日～6月11日

暫定議題：項目12

実施に関する補助機関第10回会合

ボン、1999年5月31日～6月11日

暫定議題：項目9

京都議定書第6条、12条、17条に基づくメカニズム

原則、方法、規則、指針に関する締約国の提案の統合書

議長のノート

付属書

目次

パート3

	パラグラフ	頁
I. 京都議定書第17条に基づく排出量取引のための規定案	1-241	3
A. 目標、原則、目的	1-88	3
B. COPおよび/またはCOP/MOPの役割	89-92	15
C. 締約国	93-117	15
D. 法人	118-123	19
E. 単位の定義	124-138	20
F. 検証	139-148	22
G. 登録簿	149-164	23
H. 国際報告	165-170	25
I. 競争	171-172	26

J. 市場の規模と構造	173-175	26
K. 国内政策との関係	176	27
L. 第4条との関係	177-178	27
M. 賦課金	179-186	27
N. 非余剰単位の販売に対する責任	187-197	29
O. 実施	198-203	31
P. 補足性	204-218	31
Q. 履行に関する問題	219-234	34
R. 定期的見直し	235-236	36
S. さらなる作業	237	37
T. 能力の向上	238-241	37

パート4^{*}
用語集

⁽¹⁾パート1、パート2、パート4 はそれぞれFCCC/SB/1999/INF.2、
FCCC/SB/1999/INF.2/Add.1、FCCC/SB/1999/INF.2/Add.3に示されている。

I. 京都議定書第17条に基づく排出量取引のための規定案⁽¹⁾

A. 目標、原則、目的

1. 小島嶼国連合（AOSIS）の考えでは、三つのメカニズムの設計はすべて以下の基本的設計原則を厳守して行われなければならない：

- (a) 科学のおよび法的確実性
- (b) 環境および費用効果性
- (c) 締約国間の衡平性[equity]（AOSIS）

2. これらの原則は透明で、一般的に適用可能で、明確に記述された方法、規則、指針の中に反映されていなければならない。そのような方法、規則、指針は参加者、執行機関、一般大衆がそれぞれのメカニズムの運営を理解でき、同運営に信頼がもたれるものでなければならない。（AOSIS）

3. 議定書メカニズムはすべて衡平性[equity]の原則を指針としなければならない（条約第3条1、京都議定書前文）、また、そのようなメカニズムは条約第4条4、4条8、4条9の趣旨に基づいて検討されなければならない。衡平性[equity]はメカニズムによって創出された資金の配分および手続きの公正さの双方に反映されていなければならない。一般的に、方法、規則、指針は参加資格のあるすべての締約国がメカニズムが提供する機会に自由にアクセスできるように定められなければならない。（AOSIS）

4. しかし、純粋な市場原理に基づく手段によって取り残されることの多い締約国の参加を促進し、そのような締約国への投資を促進するために追加のインセンティブを設けなければならない。（AOSIS）

⁽¹⁾ 別段の記述がある場合を除き、条という場合、すべて京都議定書の条を指す。

5. メカニズムの規則と指針の策定と適用における透明性[transparency]はこのアクセスと衡平性[equity]を達成する上で不可欠である。メカニズムは参加者、執行機関、一般大衆が理解でき、信頼できるものでなければならない。(AOSIS)

6. AOSISの考えでは、すべての議定書メカニズムを効果的に運営するためにはこれらの方法、規則、指針の策定、モニタリング、執行を行うための強力な組織と手続きが不可欠である。(AOSIS)

7. 必要に応じて、グローバル・レベル、地域レベル、国内レベルの新しい組織と既存組織の間で、また、特定の場合、公共部門と民間部門の間で制度的責任を分担しなければならない。このような分業は代表性、明確な権限、サブシディアリティ[subsidiarity]などの原則に基づいて行われなければならない。(AOSIS)

8. AOSISは排出の抑制及び削減に関する数量化された約束[quantified emission limitation and reduction commitments]を「意欲的」な約束とは考えていない。なぜなら、条約第2条の目標を達成するためには更に大きい排出削減の約束が必要であることは疑いのないところだからである。(AOSIS)

9. 議定書メカニズムによって一部の先進国には費用節減をもたらす可能性があるが、AOSISは附属書I締約国が第3条に基づく自国の義務の履行と、ほとんどテストの行われていないメカニズムの履行とを結びつけるいかなる試みも拒否する。附属書I締約国が費用効果的な国内対策によって議定書の附属書Bに定められた削減量よりも多く達成する大きな可能性をもっていることを明らかにしたIPCCの結論を、AOSISは引き続き支持する。(AOSIS)

10. どの諸国グループももはや議定書の即時批准を支持していないが、AOSISも内容が適切でない議定書を急いで発効させることが有益か疑問を持っている。(AOSIS)

11. 京都議定書に定められたメカニズムは、これらのメカニズムによって削減される排出量は費用効果的かつ環境上効果的に達成されるという二つの目標を持っている。これらのメカニズムは複雑な性質を有しているために、追加の国内的・地域的・国際的監視を行うと、それによって必然的にコストが生じる。締約国は費用効果性という名の下で誤った経済性を押しつける圧力に抗しなければならない。さらに、費用効果性のために透明性 [transparency] と説明責任 [accountability] を確保するための取引費用 [transactional costs] を犠牲にすべきではない。(A O S I S)

12. 排出量取引は、付属書 B 締約国、すなわち法的拘束力を有する排出の抑制及び削減に関する数量化された約束 [quantified emission limitation and reduction commitments] をしている国が自由に用いることができる。(オーストラリア、カナダ、アイスランド、日本、ニュージーランド、ノルウェー、ロシア連邦、ウクライナ、米国)

13. 排出量取引の根拠は第 3 条に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束 [quantified emission limitation and reduction commitments] である。(オーストラリアほか)

14. 排出量取引は第 3 条に基づく「排出の抑制及び削減に関する数量化された約束 [quantified emission limitation and reduction commitments] を達成するための国内的な行動の補足」であるものとする。(オーストラリアほか)

15. 排出量取引によって付属書 B 締約国の合計割当量 [assigned amount] は変更されない。(オーストラリアほか)

16. 排出量取引制度のさらなる精緻化に関する原則は、気候変動に対処する政策及び措置は「包括的であり、温室効果ガスのすべての発生源、吸収源、貯蔵庫ならびに適応策を対象とし、また、すべての経済部門を包含する」と規定している

条約第3条3の原則である。議定書は温室効果ガスの6つのガスバスケットの二酸化炭素相当量での割当量[assigned amount]を定めている。したがって、単一の取引可能単位は二酸化炭素相当量、すなわち二酸化炭素相当の1メートルトンの単位で定められる。(オーストラリアほか)

17. また、排出量取引制度のさらなる精緻化に関するものは、「気候変動に対処するための政策・措置は可能なかぎり最小のコストでグローバルの利益を確保するために費用効果的でなければならない」とする条約第3条3の原則である。この原則は、排出量取引制度は(検証[verification]、報告、説明責任[accountability]により)完全性を確保するに足る厳密性を持つ必要がある一方において、同制度は可能なかぎり少ない削減および取引費用[transaction costs]で議定書の環境目的を達成するように設計されなければならないことを意味しているのである。(オーストラリアほか)

18. 条約第3条の他の原則は議定書に関連している(したがって、また、間接的に排出量取引に関連している)が、そのような原則は、例えば、以下のとおり、すでに議定書の規定に反映されている:

- (a) 「気候変動に対処するための努力は関心を有する締約国の協力によって行われ得る」とする条約第3条3の原則は、締約国間の協力を認めている議定書のいくつかの条項(第4条、6条、12条、17条)に反映されている。
- (b) 「締約国は人類の現在および将来の世代の利益のために、衡平性[equity]に基づき、また、共通ではあるが差異のある責任および各能力にしたがって気候系を保護すべきである」とする条約第3条1の原則は、付属書I締約国と非付属書I締約国の間、ならびに、付属書I締約国間の差異ある義務にある程度反映されている。また、この原則は議定書第10条の冒頭にも反映されている。(オーストラリアほか)

19. COPは、第17条に基づき、排出量取引制度を精緻化する権限を明示的に付与されている。そのような制度に参加する締約国は排出量取引制度の要件を遵守しなければならない。(オーストラリアほか)

20. 気候変動枠組み条約とその議定書の目標達成については、柔軟性メカニズムがとりわけ有益である。したがって、共同実施（J I）、クリーン開発メカニズム（C D M）、排出量取引（T P）は別々に取り扱うべきではない。最終的成果の質は包括的かつ論理的方法に依存している。2000年にC D Mを開始することを義務づけているC O P 4の決議に鑑み、今後の声明では、特にC D Mを重視することになるだろう。しかし、一貫性と両立性[consistency and compatibility]のために、それらは、他の二つのメカニズムを定める際にも考慮されなければならない。（ブルキナファソ）

21. 第17条に基づく排出量取引は、排出削減単位（E R U）または第3条10および3条11に基づく付属書B締約国間の割当量[assigned amount]の一部の単なる「移転および取得」にすぎない。（中国）

22. そのような「移転および取得」は、第3条10および3条11にそれぞれ定められているように、「取得を行う締約国[acquiring Party]」と「移転を行う締約国[transferring Party]」のそれぞれのインベントリーにおける足し算と引き算である。（中国）

23. そのような「移転および取得」（購入と売却ではない）は透明でなければならず、また、京都議定書の関連規定に基づいていなければならない。（中国）

24. 「仲買人」を導入して、第17条に基づく「E T」（排出量取引）を、いわゆる「市場原理に基づく」国際的購入・売却制度の中にねじ込むために京都議定書の規定を逸脱するのは間違っている。（中国）

25. 京都議定書第17条に基づく「排出量取引」は、気候変動の緩和に関する実質的、測定可能かつ長期的な利益[real, measurable and long-term benefits]をもたらすものである。（中国）

26. 第17条および京都議定書に基づくそのような取引は、附属書B締約国に権利を与えるものではない。(中国)

27. 京都議定書の三つのメカニズムの間の「代替の可能性[fungibility]」という概念はまったく受け入れられない。(中国)

28. 排出量取引は実質的かつ検証可能な環境利益と費用効果に貢献する。排出量取引によって、その取引がない場合と比較して、全体としての排出削減量が減少してはならない。(欧州連合およびその加盟国ならびにブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、ハンガリー、ラトビア、ポーランド、スロベニアを代表してドイツ)

29. 移転された割当量[assigned amount]の部分は、国内緩和策によって生じた実際の排出削減量に一致するものでなければならない。本規定は第8条に基づく専門家の検討に委ねるものとする。(ドイツほか)

30. 京都議定書は第6条、12条、17条で様々なメカニズムを定めている。これらのメカニズムは、附属書B締約国が第3条に基づくそれぞれの温室効果ガスの数量化された排出抑制および削減の約束[quantified emission limitation and reduction commitments]を達成するための一助として利用することができる。(インド)

31. 現行プロセスの目標は不衡平性が定着しないようにすることにある。他方、不衡平性をなくすためには不衡平性を縮小しなければならない。このことを将来の討議の指針としなければならず、そのような討議によって第6条、12条、17条の様々なメカニズムの性質・範囲が明らかとなる。(インド)

32. 作業計画と討議では第6条、12条、17条に定められたメカニズムを比較しなければならない。メカニズム間の相違と類似性を明確にすべきである。そのような比較をすれば、メカニズムの基本的特徴の輪郭が明らかとなる。このために、

1998年6月2日から12日迄ボンで開催される補助機関会合（補助機関の1998年6月の関連Misc. documents参照）においてG77+中国が提起・特定した問題を取り上げ、詳細な検討をしなければならない。（インド）

33. 議定書は移転または交換のためのいかなる資産、商品、製品も生みだしていない。そのような想定をすべきではない。また、議定書はいかなる権利または権利の付与も生み出さない。メカニズム間の移転に関連するいかなる概念[concept related to inter-mechanisms conveyances]に関する規定も存在しない。（インド）

34. 発展途上国における社会経済開発ならびに貧困撲滅計画を制約する可能性を持つような規則を認めるべきではない。（インド）

35. 過去の排出量やインベントリーによって資格を付与したり恒久的な利益が得られるような権利を与えることはできない。（インド）

36. 第17条に基づく取引の根拠を検討しなければならない。問題は衡平性[equity]または法律に関連するものである。この点について、締約国の権利に関する問題を洗い出し、詳細に検討しなければならない。また、問題は取引の根拠と権利に対して与えられている理由づけとの問題である。この問題の検討により、権利決定方法及び創出方式などの関連する問題についての理解が促進される。（インド）

37. メカニズムの設計は、条約の目的に沿って、絶対に排出量の長期的傾向の修正を受け入れるものであってはならない。達成されたGHG削減量は実値でかつ検証可能でなければならない。メカニズムは国内行動を補足[supplemental]するものでなければならない。補足性[supplementarity]を確保するための履行制度の重要性を強調すべきである。適正に定義されたプロセスによって履行に関する問題の詳細な検討を開始すべきである。（インド）

38. ベースラインの決議や追加性[incrementality]などの方法論に関する問題があり、これらの問題は組織問題やその他の運営問題の前に検討する必要がある。
(インド)

39. 第17条に基づく取引については、排出量取引の国内法と国内システムは適用できず、また、変換不能である。(インド)

40. 三つのメカニズムを一つのものと考えて、これらのメカニズムは衡平性[equity]、適切な科学的根拠、環境利益、コスト要素などの原則ならびに共通のブローカー原則を指針としなければならない。(モーリシャス)

41. 参加資格のある締約国は、各メカニズムがもたらす利益を容易に利用できなければならない。市場原理のみに基づく対策から取り残される締約国には、投資を魅力あるものとするための追加インセンティブを与えるべきである。(モーリシャス)

42. これらのメカニズムを設計・適用する場合は、透明性[transparency]が最も重要である。各メカニズムへの参加者は自己の参加の意味を理解できなければならない。規則と指針によって信頼性を高めなければならない。(モーリシャス)

43. クリーン開発メカニズム(CDM)の策定に明確な優先権を与えるべきであるが、我々の考えでは、いずれかのメカニズムが競争上不利になるという事態は生じないように、すべてのメカニズムは同一の方針にしたがって策定されるべきである。附属書B締約国による各メカニズムの利用は、自国の国内行動を補足[supplemental]するものでなければならない。(シエラレオネ)

44. 検証及び認証[verification and certification]のための規則及び手続きは、メカニズム間の互換性を確保するために、すべての柔軟性メカニズムについて同一でなければならない。(南アフリカ)

45. C D Mで行われる検証 [verification]、認証 [certification]、監査 [auditing]の方法は、他の柔軟性メカニズムにも利用できるような検討されるべきである。(南アフリカ)

46. 各ベースラインの決議は事業の認証における重要な側面であり、この問題の困難性に鑑み、別々に扱うべきである。(南アフリカ)

47. 関連原則の適用について。各メカニズムの詳細内容を決める際には以下の原則を考慮すべきである。それらは、衡平性[equity]、補償性[redress]、持続可能性、バランスの取れた地域活動、最も脆弱な発展途上国の重視、汚染者負担原則、代替の可能性 [fungibility]、透明性 [transparency]、説明責任 [accountability]、整合性[consistency]などである。(南アフリカ)

48. メカニズムの性質及び範囲について。各メカニズムは持続可能性を危うくすることなく、また、グローバルな衡平性[equity]を促進しながら、条約の全般的目的に資するものでなければならない。しかし、適切な行動を確保するために、複雑な関係を管理し、数量化する必要がある。特に各メカニズムのアウトプットを管理するためには慎重な検討が必要である。第6条および第17条に基づいて開発されたC D M事業からのC E R sおよびE R U sの取得、取引、バンキング、利用などを追跡する手段を定める必要がある。既存の国際組織がこの作業を行うべきである。国際機関を増やすよりも既存組織がこの作業を行うことが望ましい。
(南アフリカ)

49. 衡平性[equity]および透明性[transparency]について。問題は衡平性[equity]だけではなく、補償性の問題も存在する。各メカニズムは地球資源の衡平な配分・消費を促進するものでなければならない。(南アフリカ)

50. 事業の利益および事業へのアクセスの面での衡平性[equity]ならびに非付属書I締約国間の公平性を促進しなければならない。(南アフリカ)

51. COP/MOPは成果の審査においてこの問題に特別の注意を払うべきである。各メカニズムがグローバルな衡平性[equity]を危うくする可能性があることを認識すべきである。特に、発展途上国が豊かな先進国に低コストの緩和オプションを販売し将来の世代に高コストのオプションを残すだけの慣行は、グローバルな不衡平性[equity]を維持するにすぎない。したがって、指針及び手続きは、このような問題を回避する仕組みを盛り込む必要がある。(南アフリカ)

52. 各メカニズムは国内的な行動を補足するものでなければならない。しかし、この補足性[supplementarity]の程度はメカニズムに課された条件に依存している。発展途上国が長期間わたって利用するためにクレジットおよび活動をバンキングすることができれば、メカニズムの利用範囲を拡大することができる。これができなければ、利益の大部分は先進国にゆき、メカニズムの利用は制約される。国内的な行動によって第3条の約束をどの程度履行すべきかという問題は柔軟に検討すべきである。そうすれば、約束の履行において利用可能なすべてのメカニズム(国内的な行動もその一つ)を最も効率的に利用できる。衡平性[equity]の問題も同様に検討する必要がある。しかし、様々なメカニズムに対する配分は柔軟に検討する必要がある。特に時間の経過とともに、また、技術の変化に応じて、開発速度およびコストの構成によっても新たな機会が生まれる。したがって、これらの配分を改訂する何らかの手段を定める必要がある。これが達成されるのはクレジットの価値が同じ場合だけである。CDMの場合、適応のためにある比率を割くことが価値に組み込まれてなければならぬため、これらのクレジットの価値が他の二つのメカニズムの価値より下回ることはない。(南アフリカ)

53. 気候変動への有効性について。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)によると、現行の京都目標は悪影響を是正するには不十分であるとしている。同時に、注意すべきことは、各メカニズムは京都目標の達成に必要なだけでなく、将来のすべての排出削減計画にも必要であるということである。各メカニズムの創設により、将来の活動基盤が確立される。CDMによる気候変動への有効性を評価する場合、削減という用語は排出量の絶対的削減ではなく、排出量の増加の削減として定義すべきである。しかし事業は実質的、測定可能かつ長期的な利益

[real, measurable and long-term benefits]および有効性をもたらすものでなければならない。(南アフリカ)

54. 制度的枠組みについて。各メカニズムはできるだけ効率的に運営されなければならない。この点で、各メカニズムは通常のビジネス慣行に基づいて運営され、適当な場合、個々の国に分散すべきである。C E R及びE R Uを取り扱うためにはある一貫した仕組みを確立する必要があるが、各メカニズムの管理のための制度的取決めは各国の希望を叶えるようにするために柔軟でなければならない。
(南アフリカ)

55. 能力の向上について。これは各メカニズムを利用する場合の不可欠の要素であり、すべての発展途上国において衡平な能力開発を行うべきである。(南アフリカ)

56. 適応について。気候変動は緩和策が功を奏するはるか前から悪影響をもたらす。したがって、適応方法を検討する際、以下の分野における各国の脆弱性を勘案すべきである。すなわち、食糧安全保障やエネルギー安全保障、災害に対する対応、水の安全保障、洪水防止、生物多様性、病気の蔓延、インフラの開発と強化、特に気候変動に伴う変化により強固に対応するためのインフラの重複性の整備などである。(南アフリカ)

57. 関連性について。以下について、すべてのメカニズムに対して同じ基準が適用されるべきである。すなわち、C E R及びE R Uに適用される測定単位(C O₂相当トン数)、削減量の検証及び認証[verification and certification]、グローバルな衡平性[equity]、排出削減目標に対する相殺量として使用される三つのメカニズムすべての合計パーセンテージなどである。(南アフリカ)

58. 関連性、とりわけ互換性について。C E R、E R U、C O相当などの単位は等価かつ互換的でなければならない。監査[auditing]、検証[verification]、排出量削減の数量化、コスト計算、取引、バンキングなどは整合性[consistency]

を持つ必要がある。互換性[exchangeability]を確保し、価値をゆがめない[no value distortion]ようにするためには、C E R及びE R Uの取引、売却、バンキング、利用などに対して統合的にアプローチすることが必要である。そのような取引に対し新たな仕組みを作るべきではない。この目的のために国際商品取引所の役割を調査すべきである。(南アフリカ)

59. C D Mが発展しても、当然国内削減量を第一かつ大多数とする原則が適用されるべきである。しかし、発展途上国に長期的利益がもたらされる場合には、この規定は適用されない。特に発展途上国のC E R及びE R Uのバンキング、取引、売却、利用の持続可能性及び非搾取性が保証されなければならない。(南アフリカ)

60. 各メカニズムに対する条約第4条8および4条9ならびに/または京都議定書第2条3および3条14の不適用について。適用問題に対処する場合のC D Mの目的は、条約第4条8および4条9の対象となる条約の実施の影響に対するある国の脆弱性ではなく、気候変動の影響に対する当該国の脆弱性でなければならない。C D Mに関する適応は、リストに示された部門における脆弱性ならびに第2条3および3条14の規定を勘案しなければならない。議定書は全体として実施されなければならない。したがって、規則を策定する場合には、第2条3および3条14に言及しなければならない。(南アフリカ)

61. 京都議定書の意欲的な環境目標が各メカニズムの利用可能性に依存していることについて。各メカニズムが京都議定書の目標と将来の目標に役立つ程度について明らかにするようI P C Cに要請すべきである。事実、各メカニズムが1990年レベルへの安定化に役立つのか、また、いつまでに安定化するのかということに関する意見は有益である。(南アフリカ)

62. 批准/発効のために実行可能なメカニズムについて迅速に決定することの重要性について。各国の国民は目標を遵守するためにライフスタイルの変革を検討しなければならない。したがって、議定書の実施に必要な規則・手続きの策定に

関して早期に大幅な進展が見られない場合、世界の諸国の間で議定書・条約の信頼性が損なわれる。特にメカニズムの適用事業については、その実施 [implementation] が早ければ早いほどよい。したがって、緊急にメカニズムの早期実施 [implementation] を決定し、規則・手続きを定期的に見直すという合意を得て、メカニズムを実施すべきである。(南アフリカ)

63. 費用効果性の原則について。費用効果性の原則は歴史的かつ長期的に適用される場合にのみ支持される。メカニズムの目標を最小コストによる排出削減の達成に置くべきではない。これは J I の主要な目的であるが、CDM の目的ではない。認識すべきことは、高コストのオプションのつけが将来の世代に残される場合には、発展途上国は最小コストのオプションを採用するわけにはいかないということである。したがって、発展途上国における排出削減に関するクレジットが将来利用するために発展途上国によって取得されるという何らかのメカニズムが費用効果性という概念に伴っていないなければならない。(南アフリカ)

64. 遵守を促進するためのメカニズムの役割について。メカニズムによって柔軟性が増大することは明白である。しかし、メカニズムはもっぱら低コストのオプションであると考えべきではなく、長期的には持続可能性と適用に役立つなければならない。メカニズムは遵守を達成する唯一の手段と考えるべきではない。国内的な行動も不可欠である。(南アフリカ)

65. 付属書 B 締約国が第 3 条の約束を履行するために第 6 条、12 条、17 条を利用すると、他の手段を利用するとを問わず、付属書 B 締約国間で同じ取り扱いをすることについて。国内的な行動によって第 3 条の約束をどの程度履行すべきかという問題は柔軟に検討すべきである。そうすれば、約束の履行において利用可能なすべてのメカニズム（国内的な行動もその一つ）を最も効率的に利用することができる。衡平性 [equity] の問題もここで同様に検討する必要がある。しかし、様々なメカニズムに対する配分は柔軟に検討する必要があり、特に時間の経過とともに、また、技術の変化に応じて、開発速度およびコスト構成によって新たな機会が生まれる。したがって、これらの配分を改訂する何らかの手段を定める必

要がある。これが達成されるのはクレジットの価値が同じ場合だけである。C D Mの場合、適応のためにある比率を割くことが価値に組み込まれていなければならぬため、これらのクレジットの価値が他の二つのメカニズムの価値より下回ることはなくなる。(南アフリカ)

66. コストを最小限にすることによってメカニズムの環境利益を最大にすることについて。最低コストを確保しても、必ずしも環境利益がもたらされるとはかぎらない。多くの場合、複雑性が高まるために、外部コストを含むライフサイクル・コストを考慮に入れない場合、状況は逆になる。メカニズムによって柔軟性が高まることは明白である。しかし、メカニズムはもっぱら低コストのオプションであると考えべきではなく、長期的には持続可能性と適用に役立つなければならない。同時に事業の取引費用[transaction costs]はできるだけ低く抑える必要がある。しかし、注意すべきことは、これはC D Mにおける適用などの問題に利益(proceeds)を配分する必要はないということである。既存のグローバルな制度的インフラを最適に利用し、メカニズムを管理するために新たに大規模な行政機関を設立することを差し控えることで、できるだけ取引費用[transaction costs]を低く抑える必要がある。(南アフリカ)

67. 地域的な経済統合のための機関[regional economic integration organization]内の個々の国に対して「国内的な行動の補足」に関するなんらかの数量化を適用することについて。京都議定書の付属書Bに基づいて適用する。
(南アフリカ)

68. 補足性[supplementarity] (公平な基準[criteria]に基づき定量的・定性的用語で定義された具体的シーリング) について。これはメカニズムによって達成される排出削減量を指すものと解される。質を検討する場合、排出量はすべて地球温暖化係数(GWP)で換算されたCO₂として算定する。数量は限定されるべきではない。(南アフリカ)

69. メカニズムを利用するための前提条件(遵守、第5条、7条、8条との関

連) について。メカニズムの利用までにベースラインを定める必要がある。(南
アフリカ)

70. 成果を測定できる基盤を設定しなければならない。規則によって、合意され
た方法に基づいて目標の遵守を義務づけるべきである。インベントリーが定めら
れ、目標が厳格に数量化されたあと、最小限の制約をもってメカニズムを適用す
べきである。問題が発見された場合、COP/MOPは柔軟性と学習の精神でそ
のような問題に対処しなければならない。(南アフリカ)

71. 第2条3および3条14について。これらの条項は作業の重複を最小限にする
ために第6条、12条、17条の中で明示的に言及されてはいないが、メカニズムに
関する計画を作成する際、これらの条項の規定を検討すべきである。議定書は全
体として実施されなければならない。したがって、規則を策定する場合には、第
2条3および3条14に言及しなければならない。(南アフリカ)

72. 各尺度は等価でなければならず、各メカニズム間の互換性は、境界条件を超
えないかぎり、支持することができる。例えば各メカニズムへの割当率は守られ
なければならない。メカニズム間の交換の規準[*criteria*]を定めなければならない。
(南アフリカ)

73. 京都議定書メカニズム(第6条 共同実施[*implementation*]、第12条 C D
M、第17条 排出量取引)の目的は、締約国が自国の約束を履行し、第2条に定
められた条約の最終目標を達成することができるようにすることにある。(トー
ゴ)

74. まず第一に、これらのメカニズムの正当性を立証する特定のキーワードに付
与される意味について合意しなければならない。そのようなキーワードは衡平性
[*equity*]、透明性[*transparency*]、補足性[*supplementarity*]、技術移転などで
あり、あらゆる曖昧性を除去し、交渉における相互理解の雰囲気醸成し、交渉
の迅速な進展を促進するためには、これらのキーワードに関する明確な定義が必

要である。(トーゴ)

75. これらの概念が付属書 I 締約国および非付属書 I 締約国により異なって理解されているという事態が交渉において生じている。(トーゴ)

76. 我々の考えでは、柔軟性メカニズムは個別にではなく、一括して取り扱うべきである。明白なことは、すべての国が参加できる排出量取引の単一市場のグローバル・アプローチにおいては、決定すべき技術的問題の順序が修正されるということである。排出クレジット取引メカニズムはすべて同じ種類の賦課金が課されなければならない。(トーゴ)

77. 「ブエノスアイレス行動計画」は多くの重要な問題点を取り上げているが、メカニズムに関する分析・検討は個別にではなく一括して進めるべきである。(トーゴ)

78. 気候変動問題はグローバルなものであり、責任は共通であるが責任に差異があるという事実が意味していることは、非付属書 I 締約国が自らのために策定された C D M だけを議論するのではなく、一方で、付属書 I 締約国は協力して他のメカニズム(共同実施活動、排出量取引)の内容を検討すべきであるということである。(トーゴ)

79. トーゴの考えでは、排出量取引の世界市場はすべての国に関連しており、また、京都議定書の柔軟性メカニズムは決して気候変動問題の解決策ではない。(トーゴ)

80. 柔軟性メカニズムの有効性は、条約および議定書に基づく約束を履行するために必要な国内のすべての政策及び措置を実施するとする付属書 I 締約国の約束に依存している。ブエノスアイレス行動計画は議定書第 3 条 2 に定められた進捗状況を証明する手段については何も定めていない。したがって、これらの指標を 2000 年までに検討しなければならない。(トーゴ)

81. それぞれの柔軟性メカニズムは市場原理、特に排出権現金取引に依存している。柔軟性措置の成功の成否は配分規則の起草に依存しており、その規則は、衡平性と透明性[transparency]を確保するために、地球上の個人はすべて平等であるという原則に基づいて起草されなければならない。その場合、その個人は付属書Iに基づく個人であると否とを問わない。(トーゴ)

82. ウガンダの考えでは、柔軟性メカニズムの設計は、衡平性[equity]と透明性[transparency]の問題を勘案して、地球に対し多大な環境的利益および持続可能な開発という原則に基づいて行われるべきである。また、柔軟性メカニズムの設計においては、柔軟性メカニズムの成功を確保し、地球に対し環境的利益をもたらすために、簡素、透明性[transparency]、適用が容易な手続きを検討しなければならない。(ウガンダ)

83. CDMの形態に係わりなく、適用可能な場合、クレジットの信頼性と質を確保するために、他の柔軟性メカニズムにも同様の規則、手続き、原則を適用すべきである。(ウガンダ)

84. CDMの設計および他の二つの柔軟性措置の履行[implementation]方法は、現在のすべての個人と将来の世代に対する公正性を確保するために、衡平性[equity]の原則に基づいて策定されなければならない。現在の世代は将来の世代の権利を奪い続けるべきではない。現在の世代と将来の世代の間の不均衡に取り組まなければならない。環境的・社会的な不均衡に取り組むことも同様に非常に重要である。現在の不均衡に取り組む試みにおいては、柔軟性メカニズムに基づく資金の衡平な分配を確保するために、衡平性[equity]の原則が適用されなければならない。以下に対して正当な配慮がなされる必要がある：

- (a) 世代間および世代内の問題
- (b) 北対北の問題
- (c) 南北問題
- (d) 南対南の問題

(e) サブ地域内問題

衡平性の原則を適用できるのは、三つの柔軟性メカニズムを実施するプロセスが民間部門を含むすべての締約国および関係締約国に対して透明である場合だけである。ゲームの規則は簡潔かつ明確な文言で議論される必要がある。発展途上締約国、とりわけアフリカの締約国は国内レベルで透明かつ簡潔な規則を策定するための能力開発に対する援助が必要である。(ウガンダ)

85. 費用効果性の原則は先進締約国の観点から検討するのではなく、全体的観点から検討すべきである。市場力は完全ではないので、費用効果性を市場力に委ねると、費用効果が投資家に片寄ることになる。発展途上締約国の見解を受け入れるためには、いわゆる市場力を規制しなければならない。このためには柔軟性措置を実施するための方法・手続きの策定において透明性[transparency]が求められる。(ウガンダ)

86. 京都議定書の柔軟性措置を決定するためには、締約国の義務の履行および国内活動の有効性の改善における締約国の協力を促進することが前提条件となる。そのような協力を促進するためには、パートナーシップ、国内の生態系的・経済的問題の理解、無差別原則の遵守などが必要である。また、そのような協力は援助国ならびに政府・投資家の参加によって強化される。(ウズベキスタン)

87. これらのメカニズムは簡潔かつ効果的で、明確な規則を指針とすべきである。そのような規則は信頼性があり、合意されたものでなければならない。これらのメカニズムに関する文書におけるいかなる規定も、条約に基づく付属書I締約国の責任・義務を縮小しまたは損なうものであってはならない。(ウズベキスタン)

88. 三つのメカニズムの活動に参加する政府、政府機関、関係投資家のために、また、国および民間部門による追加的な資金供与[financing]のために、政府、政府機関、関係投資家の信用を保証するため、三つのすべてのメカニズムの枠組みおよび機能を明確に定めなければならない。(ウズベキスタン)

B. COPおよび/またはCOP/MOPの役割

89. グローバルな枠組みは制度の最高機関であるCOP/MOPによって監督される。COP/MOPを代表して執行業務を遂行する権限を付与された下部機関のメンバーは、締約国の慣行により定められた一義的な代表バランスを反映したメンバーで構成されなければならない(COP事務局など)。(AOSIS)

90. AOSISは、地域的な経済統合のための機関[regional economic integration organizations]内の締約国を含め、一部の締約国間で行われた取決めはCOP/MOPの監督に服し、かつ、COP/MOPに責任を負うという原則を強く支持する。(AOSIS)

91. 検証及び監査組織[verification and auditing entities]はCOP/MOPによって、またはCOP/MOPの委任に基づいて決定されるべきであるが、民間部門の組織を含めるべきである。(南アフリカ)

92. COP/MOPは競争がゆがむ可能性を注意深く追跡し、指針に標準的チェック項目を盛り込むべきである。(南アフリカ)

C. 締約国

93. AOSISの考えでは、各メカニズムに参加する前提条件として、その能力を証明しなければならず、また、そのような能力を開発するためのコストを賄うための資金を適格締約国に提供しなければならない。(AOSIS)

94. 排出量取引に締約国が参加するための要件は以下の双方を満たすように定めなければならない:

- (a) 排出量取引制度自体の信頼性を向上させる。
- (b) 議定書の他の重要な要素の履行を促進する。(オーストラリアほか)

95. 排出量取引制度の環境上の信頼性を向上させるために、第17条は検証[verification]、報告、説明責任[accountability]に大きな重要性を置いている。

これらの目標を十分に達成するためには、締約国が以下のいずれかを行っていることが判明した場合、そのような締約国に第17条に基づく排出量取引に参加できないように規定することが必要である：

- (a) 本付属書の条項に基づく具体的な規準[*criteria*]を満たす国内登録簿[national registry]を保持していない。(FCCC/SB/1999/MISC.3/Add.1参照)
- (b) 議定書第5条および7条に基づく義務を履行していない。(オーストラリアほか)

96. 排出量取引制度に参加するためには第5条および7条を履行することを条件にすれば、議定書に基づく主要な義務の履行を促進するための一助となる。これらの条項に基づいて、締約国は排出の抑制及び削減に関する数量化された約束[*quantified emission limitation and reduction commitments*]の履行を証明すべきである。実際、そのような約束の履行に関する評価は、これらの条項の適正な実施[*implementation*]に依存している。(オーストラリアほか)

97. 締約国が上記パラグラフ94(a)または(b)の要件を遵守しているか疑義がある場合 [第8条に基づく審査プロセスによって?] [その他によって?], そのような問題は [議定書に適用される一般的手続きによって] [特別な手続きによって] 速やかに解決されるものとする。(オーストラリアほか)

98. 参加要件に関する締約国の実施[*implementation*]に対する潜在的な問題については、以下の点を検討すべきである：

- (a) 締約国が参加要件を遵守しているかどうかの疑義を誰が提起するのか？ 第8条に基づく専門家による検討の過程[*expert review process*]より、当該締約国の実施[*implementation*]に関する疑問を提起することができる。また、第8条に基づいて、各締約国はC O P / M O P に対して実施[*implementation*]に関する疑義を提起することができる。
- (b) 疑義を提起された締約国が参加適格性要件[*eligibility requirements for participation*]を満たしていないかどうか決定するためにどのような手続

きが使われるのか？ 第8条において、専門家による検討班(expert review team)は履行または不履行[non-compliance]に関する決定を行う権限を付与されていない。したがって、そのような決定を行う手続きが必要であり、適当な場合、締約国が自己の適格性[eligibility]を回復するために必要な手続きを定めなければならない。そのような手続きは議定書の他の規定に適用されるのと同じ手続きか、または特別手続きによるものとする（より一般的な手続きでもよい）。いずれにしても、手続きを迅速に定める必要があるように思われる。

(c) 参加要件の不履行部分がわずかな場合はどのように対処するか？（オーストラリアほか）

99. 排出量取引に参加する締約国は、第7条に基づいて、標準的な電子フォーマットで事務局に毎年提出する文書において、特に以下の情報を明記するものとする：

(a) 各単位のシリアル番号およびそのような単位を移転したり取得したりする締約国の登録簿を[registry]含め、当該年度の割当量の単位[units of assigned amount]の移転および取得

(b) 回収された割当量の単位[units of assigned amount]（シリアル番号で特定）（オーストラリアほか）

100. 第17条に基づく「排出量取引」は議定書の付属書B締約国の間で実施されるものとする。（中国）

101. 付属書B締約国は、以下の場合、割当量[assigned amount]の一部を「移転」または「取得」する適格性を有するものとする：

(a) 第3条、5条、7条を履行し、京都議定書に基づく自国の約束を達成する責任を有している。

(b) 履行条項、すなわち、第18条に違反していない。

(c) そのような「移転」および「取得」の記録と検証[verification]に関する透明な国内システムを持っている。（中国）

102. 条約の付属書 B 締約国は以下の場合、第17条に基づいて、割当量[assigned amount]の一部を移転または取得する適格性を有するものとする：

- (a) 京都議定書を批准している。
- (b) C O P / M O P によって採択された履行制度に拘束されている。
- (c) 上記の履行制度に基づく手続きと仕組みにより排出量取引への参加を排除されていない。
- (d) 議定書第 5 条および 7 条ならびに条約第12条の規定を履行している。

(ドイツほか)

103. 第17条に基づいて排出量取引に参加する締約国または法人[legal entity]が、以下のパラグラフ120～121の規定に基づいて排出量取引に参加するのを承認する締約国は、第7条1に基づいて事務局に提出する自国のインベントリーに、各単位のシリアル番号およびそのような単位が移転または取得された締約国を含め、関連年度の国内登録簿[national registry]に追加された、またはそのような登録簿[registry]から控除された割当量[assigned amount]の一部に関する情報を明記するものとする。(ドイツほか)

104. 事務局は、第8条に基づいて、排出インベントリーおよび割当量[assigned amounts]の年間の編纂および計算において上記パラグラフ103に基づいて提出された情報を明記するものとする。(ドイツほか)

105. [...] ⁽²⁾ (ドイツほか)

106. メカニズムが付属書 I 締約国の排出量を削減するための自主的かつ費用効果的方法であることに鑑み、当該締約国はメカニズムの利用によって利益を得ることができるものとするが、それは当該締約国が条約および京都議定書において定められた削減約束を履行している場合にかぎるものとする。(ペルー)

⁽²⁾ テキストはあとで提供される。

107. 付属書 B 締約国の排出量取引に関する権利の根拠について。第17条に基づいて、すべての取引は検証問題[verification issues]だけではなく条約および京都議定書の要件を満たさなければならない。(南アフリカ)

108. 第17条を利用するための前提条件(履行、第5条、7条、8条との関連)について。成果を測定できる基盤を設定しなければならない。インベントリーが定められ、目標が厳密に数量化されたあと、最小限の制約をもってメカニズムを適用すべきである。国内的な行動に有意義な進展が見られる場合、そのような進展は前提条件として検討することができるが、それは注意深く決定する必要がある。問題が発見された場合、COP/MOPは柔軟性と学習の精神でそのような問題に対処しなければならない。(南アフリカ)

109. アクセスの可能性について。付属書 B 締約国はすべてアクセスできる。(南アフリカ)

110. 付属書 B 締約国の排出量取引に関する権利の決定及び創出について。第17条に基づいて、すべての締約国は取引する権利を有する。(南アフリカ)

111. 取引を行う締約国が遵守を証明することができるかぎり割当量は取引することができる。(南アフリカ)

112. 適格性について(例えば、第5条および7条との関係)。成果を測定できる基盤を設定しなければならない。インベントリーが定められ、目標が厳密に数量化されたあと、最小限の制約をもってメカニズムを適用すべきである。国内的な行動に有意義な進展が見られる場合、そのような進展は前提条件として検討することができるが、それは注意深く決定する必要がある。問題が発見された場合、COP/MOPは柔軟性と学習の精神でそのような問題に対処しなければならない。(南アフリカ)

113. 検証[verification]、報告、説明責任[accountability]に関する問題について。これらは、策定される基準・方法と対比し、標準的慣行に基づいて行われる。割当量[assigned amounts]の移転及び取得に関する報告は取引を行う主体によって行われるだけでなく国別通報にも明記される。(南アフリカ)

114. スイスの考えでは、京都議定書の三つのメカニズムのそれぞれに対して独立した検証[validation] / 認証[certification]を行う必要がある。第6条の規定では、事業が事業適格規準[project eligibility criteria]を満たし、合意された基準に適合したベースラインを持つことを確実にするために、検証されなければならない。各事業によって発生した排出削減量は、そのような削減量が発生したあと認証されなければならない。一般的に第12条の事業についても同じ基本的検証[validation] / 認証[certification]が必要である。第17条に基づいて、排出インベントリー作成のための国内システムはC O P / M O Pによって決定される指針に合致しているか検証⁽³⁾される。法人[legal entities]が排出量取引に参加することが認められた場合、法人[legal entities]による取引活動の正確な追跡・説明責任[accountability]の国内システムも、そのような取引が第17条の規則に基づいて定められる要件に合致しているか確実にするために検証される。さらに、締約国に提供される部分割当量(P A A)単位の超過量は認証され、証明書を毎年発行しなければならない(検証後の取引システム[post-verification trading system]は以下に記述)。(スイス)

⁽³⁾ 国内の排出インベントリー・システム/データが独立した機関によって検証されることは排出量取引制度の信頼性を確保する上で不可欠である。そうでなければ、インベントリー・データが偽造される余地が非常に大きくなる。なぜなら、不確定要素が50～100%以上あるのが普通だからである。

115. 既存のノウハウと組織を踏まえて、一般的に、C O P / M O P が指定した既存の国内または地域の認定当局[accreditation authorities]による必要な検証[validations] / 認証[certifications]を行うために国内の独立した「運営組織[operational entities]」(C D Mについては京都議定書の用語を借用)が認定されなければならない。C D Mの場合、第12条5によると、運営組織はC O P / M O P によって指定されるが、この「指定」は事務的なボトルネックを回避するために国内 / 地域の認定当局[accreditation authorities]によって行われるものと思われる。近く開催されるS B S T A / S B Iの会合でこの方法と他の方法について討議する必要がある。他のメカニズムについては、運営組織[operational entities]は明示的に定められてはいないが、上記提案のように、検証[validation] / 認証[certification]が必要な場合、そのような運営組織[operational entities]が必要である。(スイス)

116. 運営組織[operational entities]は検証[validation]または認証[certification]のための一連の議定書(または基準)に基づいて検証[validation] / 認証[certification]を行うために指定された国内 / 地域当局によって認定されなければならない。これらの検証・認証議定書[validation and certification protocols]はC O P / M O P によって採択されなければならない。排出量取引および共同実施の場合、事務局は運営組織[operating entity]の認証報告書[certification report]に基づいて証明書を実際に発行する業務を与えられるが、他方、この業務はC D Mに基づいて理事会[executive board]によって履行されるべきである。(スイス)

117. そのようなシステムが設けられた場合、それは京都議定書メカニズムに参加する締約国にのみ適用され、議定書に基づく測定、報告、審査、履行のための全システムに結合される(付属書I締約国にのみ適用される第8条に基づく専門家による検討の過程(expert review process)を含む)。第8条1の審査プロセスおよび第8条2の専門家の審査はJ I、C D M、排出量取引に参加する付属書I締約国において取引を行う運営組織[operational entities]の業績を抽出検査

するために利用されるべきである。しかし、第8条の審査は京都議定書メカニズムの検証/認証プロセス[verification / certification process]に代替することはできない。(スイス)

D. 法人[legal entities]

118. 法人[legal entities] (例、民間企業、非政府団体、個人)の取引が認められるかどうかは各締約国が決定する。本制度への参加者を増やすことによって市場力に関する懸念が緩和されるものと思われる。(オーストラリアほか)

119. 法人[legal entities] (例えば、民間企業、非政府団体、個人)が割当量の単位[units of assigned amount]を移転または取得することを承認する締約国は本付属書に定められた排出量取引制度に適合していなければならない(文書FCCC/SB/1999/MISC.3/Add.1 参照)。さらに、そのような締約国は、議定書に基づく自国の義務の履行に責任を負うものとする(すなわち、そのような義務は委譲できない)。(オーストラリアほか)

120. 付属書B締約国は提出文書パラグラフ6から10(文書FCCC/SB/1999/MISC.3 参照)に定められた規則に基づいて、法人[legal entities]が自己の責任で排出量取引に参加するのを承認することができる。ただし、当該締約国が以下のことを行っている場合にかぎるものとする:

- (a) 上記パラグラフ102の規定を遵守している。
- (b) 締約国が承認することを選ぶ法人[legal entity]に対する部分割当量[parts of assigned amount]の正確なモニタリング、検証[verification]、説明責任[accountability]、配分に関する国内システムを定め、維持している。これらの国内システムの確立、維持、国際的な比較可能性などに関する指針はこれらの原則、方法、規則、指針に関する別の付属書において精緻化されるものとする。(ドイツほか)

121. 第17条に基づいて、法人[legal entities]が排出量取引に参加することは京都議定書に基づく付属書B締約国の約束の履行に関する当該締約国の責任に影

響を及ぼさない。(ドイツほか)

122. 参加国政府およびC O P / M O Pによって特定された法人[legal entities]は特定された役割に自由に参加できるものとする。(南アフリカ)

123. 法人[legal entities]は指針において定義されるものとする。一般的に、各主体は参加国政府の判断で定義されるものとする。(南アフリカ)

E. 単位の定義

124. A O S I Sは繰り返し強調してきた。議定書の各メカニズムに関して策定された方法、規則、指針は、その第一の目的として、付属書Bに定められた包括的な排出削減義務が損なわれないようにすることを狙いとすべきことを。このためには、議定書の各メカニズムによって交換することが認められている部分割当量([parts of assigned amount] P A A)、排出削減単位(E R U s)、認証排出削減量(C E R s)などの質の実質的な等価性を確保するための規則を定めなければならない。(A O S I S)

125. A O S I Sの考えでは、京都議定書で合意された約束の環境保全上の効果を維持するためには、締約国は、対象となる排出削減量が基準および調和の取れた規準[criteria]に適合している場合にのみ割当量[units of assigned amount]の部分を交換できるものとするべきである。この制度に持ち込まれるP A A、C E R、E R Uは、排出量の価値、日付、排出国別に明確に仕訳されなければならない。取引される割当量または相殺量の価値は、そのような割当量または相殺量の発行者が提示した排出削減量が真正であることを証明する発行者の能力に依存することになる。(A O S I S)

126. 簡素化のために、また、議定書の各メカニズム間の両立性を高めるために、取引単位を定める必要がある。(オーストラリアほか)

127. 取引の対象とされるのは割当量[assigned amount]であり、第3条7および

付属書 B で定められた最初の割当量からのもので、第 3 条の他の規定に基づいて調整される。(オーストラリアほか)

128. 移転および取得は割当量の個別単位[discrete units of assigned amount]に基づいて行われものとする。(オーストラリアほか)

129. 6 ガスの包括的アプローチを取るために、取引単位は決議2/CP.3によって定められた地球温暖化係数(GWP)を使って計算されたCO₂相当量の1メートルトンとする。GWPが第5条に基づいて後に改訂された場合は、改定GWPが適用されるものとする。(オーストラリアほか)

130. 割当量単位[units of assigned amount]は締約国によって発行され、追跡・説明責任[accountability]を確保するために、それが発行された発行締約国名および約束期間を含む固有のシリアル番号によって特定されるものとする(割当量の単位[units of assigned amount]は第3条13に基づいて将来の約束期間に利用するためにバンキングできる)。(オーストラリアほか)

131. 割当量[assigned amounts](第3条7で定められた最初の割当量[assigned amounts]からのもので、第3条の他の規定に基づいて調整されたもの)の移転及び取得は、CO₂換算量の1メートルトンの割当量単位[units of assigned amount]に基づいて行われ(決議2/CP.3によって定められた温暖化係数または第5条に基づいてその語に改訂された地球温暖化係数を使って計算)、締約国が発行し、発行締約国名および対象約束期間を含む固有のシリアル番号によって特定される(割当量単位[units of assigned amount]は第3条13に基づいて将来の約束期間に利用するためにバンキングすることができる)。(オーストラリアほか)

132. 京都議定書の三つのメカニズム間の「代替の可能性(fungibility)」の概念はまったく受け入れられない。(中国)

133. 締約国または締約国がその責任において承認した法人[legal entity]によ

るいかなる部分割当量 ([parts of assigned amount] P A A) の移転及び取得は、決議2/CP.3によって定められた温暖化係数または第 5 条に基づいてその語に改訂された地球温暖化係数を使って計算される二酸化炭素換算の 1 メートルトンの単位で表記されるものとする。(ドイツほか)

134. 各 P A A 単位は、その発行締約国名およびその関連約束期間を示す固有のシリアル番号によって特定されるものとする。(ドイツほか)

135. 以下のパラグラフ191～194の定めに基づいて無効とされた P A A 単位は、第 3 条に基づく締約国の約束を満たすために使用することができず、また、さらなる移転または取得を行うことはできない。(ドイツほか)

136. E R U s の価格は第 6 条に基づく E R U s 及び、第12条に基づく C E R s と等価とする。(南アフリカ)

137. 取引可能単位は、C O₂相当量のトン数で測定された E R U とすべきであり (I P C C の定数 (G W P) で決定される)、この E R U は第 6 条で定められている E R U と同じであり、第12条で定められている C E R と等価とする。(南アフリカ)

138. 各メカニズム間の互換性について。尺度は等価でなければならず、各メカニズム間の交換性は、境界条件を超えないかぎり、支持することができる。例えば、各メカニズムに対するパーセンテージの配分が満たされなければならない。各メカニズム間の交換のための基準を定めなければならない。(南アフリカ)

F. 検証[Verification]

139. いかなる取引参加者も、割当量または相殺量が割当量 [assigned amount] に加えられ、または、割当量 [assigned amount] から控除されるまえに、これらの割当量または相殺量が真正であることを証明できなければならない。(A O S I

S)

140. A O S I S の考えでは、本メカニズムの効果的運営と報告、モニタリング及び検証[verification]に関する議定書の手続きは相互に密接に関連している。いかなる締約国において発生した排出削減単位が別の締約国に割当てたいかなる数量の部分に対しても相殺される前に、検証[verification]、報告、説明責任[accountability]に関する第4条、6条、12条、17条に基づいて採択される規則に準拠して、双方の締約国で規則制度が実施されていることを証明する根拠を示さなければならない。(A O S I S)

141. 検証[verification]、報告、不履行[non-compliance]、説明責任[accountability]に関する規則は、国内レベルで参加国間で調和されるか、または同様の「効力」を有する地域的もしくは国際的規則の介入が必要である。さらに、二カ国以上の締約国間の取決めにより対象となる部分割当量[parts of assigned amount]を共同で達成できるようにすることは、すべての締約国の共有のグローバルな利益となるため、議定書は検証[verification]、報告、説明責任[accountability]を確保するために多国間の監督について定める必要がある。(A O S I S)

142. 温室効果ガスの実質的かつ検証可能な削減について。これらは検証・監査手続き[verification and auditing procedures]に基づいて定められなければならない。先ず最初にE R U s が検証されなければ、取引は認められない。(南アフリカ)

143. 検証[verification]、報告、説明責任[accountability]に関する問題について。策定される基準・方法に基づき標準的慣行にしたがって行われるものとする。報告は取引を行う組織だけではなく、国別報告書にも明記するものとする。(南アフリカ)

144. 透明性[transparency]はC O P / M O P により策定される基準及び方法に

基づき通常の認証慣行[certification practice]にしたがい検証[verification]、監査[auditing]、報告することで確保されるべきである。(南アフリカ)

145. スイスの考えでは、三つの京都議定書のそれぞれについて、独立した検証[validation] / 認証[certification]の必要がある。(スイス)

146. 第17条に基づいて、排出インベントリー作成のための国内システムは、C O P / M O Pによって決定される指針に合致しているか検証⁽⁴⁾されなければならない。法人[legal entities]が排出量取引に参加することが認められた場合、法人[legal entities]による取引活動の正確な追跡及び説明責任[accountability]の国内システムも、そのような取引が第17条の規則に基づいて定められる要件に合致していることを確実にするために検証されなければならない。さらに、締約国に提供される超過P A A単位の数量は認証され、証明書が毎年発行されなければならない(検証後の取引システム[post-verification trading system]を想定)。(スイス)

147. このメカニズムについては、運営組織[operational entities]については明示的に言及されていないが、検証[validation] / 認証[certification]が必要な場合には、運営組織[operational entities]が必要である。(スイス)

⁽⁴⁾ 国内の排出インベントリー・システム / データが独立した機関によって検証されることは、排出量取引制度の信頼性を確保する上で不可欠である。そうでなければ、インベントリー・データが偽造される余地が非常に大きくなる。なぜなら、不確定要素が50～100%以上あるのが普通だからである。

148. 運営組織 [operational entities] は検証 [validation] または認証 [certification] のための一連のプロトコル（または基準）に基づき検証 [validation] / 認証 [certification] を行うために指定された国内 / 地域当局により認定されなければならない。これらの検証・認証プロトコル [validation and certification protocols] は C O P / M O P によって採択される。排出量取引および共同実施の場合、事務局は運営組織 [operating entities] の認証報告書 [certification report] に基づいて証明書を実際に発行する業務を与えられるが、他方、この業務は C D M では理事会 [executive board] によって履行されるべきである。（スイス）

G. 登録簿

149. 参加締約国は当該締約国および当該締約国が承認した法人 [legal entities] による割当量単位 [units of assigned amount] のすべての保有、移転、取得に関する記録を記帳した国内登録簿を [national registry] 保持しなければならない。（オーストラリアほか）

150. 登録簿 [registry] に記録された情報は公表されるものとする。（オーストラリアほか）

151. 割当量 [assigned amount] の単位の移転および取得は、（シリアル番号で特定された）単位を移転を行う締約国 [transferring Party] の登録簿 [registry] から差し引き、取得を行う締約国 [acquiring Party] の登録簿 [registry] に加えることによってなされる。（オーストラリアほか）

152. 締約国が排出の抑制及び削減に関する数量化された約束 [quantified emission limitation and reduction commitments] を達成するために割当量の単位 [units of assigned amount] を使用する場合、締約国は当該単位を使用済みとし、そのような単位をさらに使用または移転することはできない。使用済みの割当量 [assigned amount] 単位の記録はすべて締約国の登録簿 [registry] に記帳さ

れるものとする。(オーストラリアほか)

153. 国際的な取引を簡素化するために、二つの以上の締約国は、自発的に、それぞれの登録簿を統合システムに保持することができる。(オーストラリアほか)

154. 二つの以上の締約国は、自発的に、それぞれの登録簿[registry]を統合システムに保持することができるが、そのようなシステムでは、それぞれの登録簿[registry]は法的には分離されたものとする。(オーストラリアほか)

155. 様々な京都議定書メカニズムの追跡および報告要件を簡素化するために、締約国は一つ以上のメカニズムについて一つの登録簿[registry]を保持することができる。(オーストラリアほか)

156. 国内登録簿は電子的に記録を保持し、報告することが可能なシステムでなければならない。この問題に関する指針の策定においては、さらに検討が必要である。(オーストラリアほか)

157. 第17条に基づく排出量取引に参加し、または上記パラグラフ120～121の規定に基づいて排出量取引に参加する法人[legal entity]を承認する付属書B締約国は、当該締約国および当該締約国によって承認された法人[legal entities]によるいかなる部分割当量[parts of assigned amount]のすべての保有、移転、取得を正確に記録する国内登録簿[national registry]を作成・保持するものとする。そのような国内登録簿[national registry]に保持された情報は公表されるものとする。(ドイツほか)

158. 国内登録簿の作成、保持、両立可能性に関する指針は別の付属書において精緻化されるものとする。(ドイツほか)

159. 第17条の定めによると、各付属書B締約国はいかなる他の付属書B締約国

に対していかなる部分割当量[parts of assigned amount]をも移転することができる。第3条に基づいて、これらの移転は締約国の最初の割当量[assigned amount]に追加または、そのような割当量[assigned amount]から控除される。

(ニュージーランド)

160. 取引システムの重要な要素は締約国の割当量[assigned amount]の一部の移転を記録するメカニズムである。このために、第17条に基づく取引規則によって、取引を行う各締約国に国内登録簿[national registry]を作成・保持することを当該締約国に義務づけなければならない。登録簿[registry]は各部分割当量[parts of assigned amount] (「割当量単位[assigned amount unit]」またはAAU⁽⁵⁾)を保有する者を記録し、履行のために用いる前に、そのようなAAUのすべての移転・取得の追跡を行う。(ニュージーランド)

161. いくつかの重要な理由により、国内登録簿[national registry]は必要である。各付属書B締約国は、当該締約国または当該締約国の責任で取引を行う法人[legal entities]によって保有される割当量[assigned amount]の取引の増減を公式に記録する追跡システムを設けなければならない。締約国の登録簿は、第3条の約束の履行を判断するための出発点の役割を果たす(第5条および7条に基づく測定および情報の報告と共に)。登録簿の情報によって、売却を行う締約国またはそのような締約国の主体の一つが売却のために提供するAAUを所有しているという証拠が提供される。同様に、買い手は売り手から買い手へのAAUの公式移転を記録及び確認するために登録簿[registry]を利用する。両立可能な国内登録簿[national registry]のシステムは排出量取引における一般の信頼性を高めるだけでなく取引の効率性および履行を促進する。(ニュージーランド)

⁽⁵⁾ AAUは締約国の割当量の取引可能単位である。AAUは割当量の部分(PAA)とも言われる。

162. 国内登録簿は排出量取引で最も多く利用されると考えられるが、共同実施（第6条）やクリーン開発メカニズム（第12条）にとっても重要であり、また第4条に基づく割当量[assigned amounts]の再配分の計算にも役立つと思われる。第6条に基づく割当量[assigned amount]の移転は、相殺調整を確実に実施するために追跡されなければならない。第3条12に基づいて、CDMから生じた認証排出削減単位は締約国の割当量[assigned amount]に加え、それ以後、取引され得る。これらの取引も追跡する必要がある。したがって、国内登録簿とその運営という概念は、排出量取引の面だけで考えるのではなく、第3条、4条、6条、12条、17条などのもっと広い状況において考えるべきである⁽⁶⁾。(ニュージーランド)

163. 何らかの形で国際レベルにまとめるために、国内レベルで中央登録簿を保持する必要がある。CERs・ERUsの発生、取引、バンキングの追跡の基礎とするために、商品を取引またはバンキングするための既存の制度的仕組みを調査すべきである。この機能は国内の中央銀行またはその類似組織も行うことができる。すべてのメカニズムに対して同じ制度を使用すべきである。発展途上国については、通常これはCDMにのみ適用されるものと思われるが、先進国でも第6条および17条に基づいて発生するERUを含める必要がある。(南アフリカ)

164. ある特定時期に有効なERUsを保有している者を決定するための仕組みを設けるべきであり、それによってこのメカニズムの成果を追跡し、京都議定書におけるような目標の履行状況を判断するものとする。この主体は、国内の中央銀行または類似機関でもよい。発展途上国については、通常これはCDMにのみ適用されるが、先進国も第6条および17条に基づいて発生するERUを含める必要がある。報告は取引を行う主体だけではなく国別報告書にも明記しなければならない。(南アフリカ)

⁽⁶⁾ この提出文書の前文は文書FCCC/SB/1999/MISC.3 に掲載されている。

H. 国際的報告

165. 排出量取引に関する締約国の年次報告書の年次国際統合書を作成する必要がある。そのような統合書は以下を含む多くの役割を果たす：

- (a) 約束期間終了時において、統合書は目標達成義務の履行に関する評価に用いることができる。
- (b) 統合書は約束期間中に締約国の登録簿間において取引または使用済みとされた割当量[assigned amount]の単位を追跡するのに役立つ。
- (c) 一般的に、統合書は、締約国の提出文書を相互チェックすることによって割当量[assigned amount]の移転記録の食い違いを明らかにするのに役立つ（検証機能）。締約国が提出した報告書に食い違いがある場合、関係締約国はその相違を調査し、是正する機会を持てる。（オーストラリアほか）

166. 事務局は、第8条に基づく、排出量インベントリーと割当量[assigned amounts]の年間の編纂および計算の一環として統合書を作成する。（オーストラリアほか）

167. そのような統合書は公表するものとする。統合書において締約国の登録簿間の当該年度の割当量[assigned amount]の単位の移転及び取得を特定し、どの割当量[assigned amount]単位が締約国の排出抑制および削減に対し数量化された約束を履行するために使用されたか特定される。（オーストラリアほか）

168. 事務局は、第8条に基づく排出量インベントリーおよび割当量[assigned amounts]の年間の編纂および計算の一環として、第3条1に基づく履行に際し締約国が使用した単位を含めて、当該年度の割当量[assigned amount]の単位の移転及び取得に関する締約国の報告書の公表される統合書を提出する。事務局は、締約国が割当量[assigned amount]の移転記録における食い違いを調査し是正する機会を締約国に与えるものとする。統合書は残余の食い違いを示す。（オーストラリアほか）

169. 第17条に基づいて排出量取引に参加し、または上記パラグラフ120～121の

措置に基づいて排出量取引に参加する法人を承認する締約国は、当該締約国が移転または取得した各単位のシリアル番号を含め、当該年度の国内登録簿 [registry] に追加または控除されたいかなる部分割当量 [parts of assigned amount] に関する情報を、第 7 条 1 に基づいて事務局に提出するインベントリーに明記するものとする。(ドイツほか)

170. 事務局は、第 8 条に基づく排出インベントリーおよび割当量 [assigned amounts] の年間の編纂および計算において、上記パラグラフ 169 に基づいて提出された情報を明記するものとする。(ドイツほか)

I. 競争

171. 他の締約国とのさらなる検討に基づいて、排出量取引制度を詳細に検討する際、競争などの追加の問題を取り上げる必要がある。(オーストラリアほか)

172. COP / MOP は競争がゆがむ [distortion of competition] 可能性を注意深く追跡し、指針に標準的チェック項目を盛り込むものとする。(南アフリカ)

J. 市場の規模と構成

173. 移転されたいかなる部分割当量 [parts of assigned amount] も、国内の緩和策から生じた実際の排出削減量と一致しなければならない。本規定は、第 8 条に基づいて、専門家の検討に委ねるものとする。(ドイツほか)

174. 「ホットエア」の利用は、本メカニズムの利用の程度の制限ならびに ERUs と CERs の支配的価格に基づいて認められるものとする。(南アフリカ)

175. 「国内的な行動の補足」を精緻化するための権限の欠如、すなわち、精緻化の不適切性の存在について。特に経済移行国において、長期的高コストと引換えに、短期的チャンスの利用を回避するために国内的な行動を含めることが望ましい。したがって、各メカニズムは国内的な行動を補足するものでなければならない。しかし、この補足性 [supplementarity] の程度は各メカニズムに付された

条件に依存する。発展途上国が長期的な利用のためにクレジットおよび活動をバンキングできれば、各メカニズムの利用が拡大される。それができなければ、大部分の利益は先進国に行き、各メカニズムの利用は制約されることになる。(南アフリカ)

K. 国内政策との関係

176. 排出量の取引において国内の法規制とシステムは適用できず、第17条に基づく取引に対して転用することはできない。(インド)

L. 第4条との関係

177. 排出量取引制度と第4条との間の関係を考えると、特定の問題が生じる。(オーストラリアほか)

178. 締約国が第5条および7条を履行できないために排出量取引に参加できない場合、そのような要件が第4条に基づいて運営をしている締約国にどのように適用されるかという問題が生じる。特に、第4条の合意に基づいて運営している締約国が排出量取引に参加することを希望した場合、そのような合意に基づいて運営しているすべての締約国は、第5条および7条を履行する必要があるのか？ 履行する必要はあると思われる。なぜなら、そのような一つの締約国による移転または取得は、すべての同様な締約国の総量に関する約束の履行に影響を及ぼすからである。(オーストラリアほか)

M. 賦課金

179. A O S I S は、適応のための賦課金が京都議定書の各メカニズムの対象となるすべての取引に対して課されるべきであると確信している。共通であるが差異ある責任という原則および条約第4条4の義務は、付属書I締約国にだけ認められているこれらのメカニズムによって適用資金を創出するという責任を分かち合うための十分な根拠となる。A O S I S の考えでは、高額の課徴金はメカニズムに対する市場の関心を鈍らせるという一部の締約国の懸念は、市場シグナルに

応じてC O P / M O Pおよび/またはC D M理事会[executive board]が調整できる様々な課徴金を設けることに合意することによって解決できる。(A O S I S)

180. 運営経費[administrative expenses]と脆弱な発展途上国の適応のための費用に利用できる金額を増やすために、三つの柔軟性メカニズムすべてから、第12条パラグラフ8で定める認証事業活動[certified project activities]にから資金を集めることが有益かつ現実的である。後発発展途上国における適応事業のためには、C D Mだけの量では賄えない多額の投資を必要とする。このことを念頭に置いて、適応費用および運営経費[administrative expenses]は1メカニズム当たり15%の賦課金を課すことで賄うべきである。締約国は第12条パラグラフ2に定められた目的に沿った規準[criteria]により、事業を起案すべきである。
(ブルキナファソ)

181. 第12条8を考慮して、適応事業の資金源に以下を含めるべきである:

- (a) 適応事業の資金を賄うために、三つのメカニズム、すなわち、共同実施、C D M(第12条)及び排出量取引(第17条)のそれぞれに課税する。これによって発展途上国、特にアフリカにおける持続可能な開発を促進する。
- (b) バンカー重油に課税する。
- (c) 付属書I締約国の不履行[non-compliance]に罰金を課す。(ガンビア)

182. 京都議定書のすべてのメカニズム、すなわち、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムは発展途上国の適応ニーズを満たすために取引価値のある比率を寄付するものとする。これらの寄付はもっぱら発展途上国における気候変動の悪影響から生じる適応コストを賄うのに用いられるが、人間生活に対する差し迫った損害(飢饉や疾病など)や、援助活動(不測の規模または性質の気候現象による犠牲者の救援活動)などを優先する。(ペルー)

183. 公平な競争の場を作るために最も重要なことは、C D Mだけではなく排出量取引および共同実施にも料金を課し、そのような料金を適応資金に充てるべき

である。この料金はC E R、E R Uまたは取引単位として定められているその他のものを発行または取引するために生じる運営料金[administrative fee]の一部とすべきである。適応基金を設立すべきである。(シエラレオネ)

184. 適応のための賦課金を課すための権限の欠如について。適応事業を提供するためのC D M体制が十分に整い、必要な資金量がすべての発展途上国のこれらの事業に配分されれば、これは第17条の問題ではなくなる。(南アフリカ)

185. トーゴの考えでは、適応資金は京都議定書に基づいて提案されているすべての柔軟性メカニズムに拡大されるべきである。(トーゴ)

186. ウガンダの考えでは以下から適応資金を調達すべきである:

- (a) 適応コストは京都議定書の三つの柔軟性メカニズムすべてから調達する。
- (b) G H G 排出量を緩和するために付属書 I 締約国が講じる対策から生じた資金の一部を適応コストに当てる。
- (c) 不履行[non-compliance]に対する罰金
- (d) 締約国、多国間機関その他の資金源からの自主的寄付金(ウガンダ)

N. 非余剰単位の販売に対する責任

187. もう一つの問題は、排出量取引に基づく割当量[assigned amount]を移転した締約国の排出量が、当該締約国の割当量[assigned amount]を超過した場合にどのように対処するかという問題である(この問題は「買い手/売り手責任[liability]」と呼ばれている問題であるが、もっと正確に言えば、「リスク配分」の問題である)。一般的に、締約国が排出量取引に参加していると否とを問わず、自国の排出量が自国の割当量[assigned amounts]を超過した締約国に対する取扱いは一貫していなければならない。

(a) この点において注意すべきことは、第4条にはいわゆる「売手責任[liability]」方式が盛り込まれていることである。特に、第4条の配分契約に基づいて、実質的に締約国Xは締約国Yに自国の割当量[assigned amount]の特定部分を与える。両締約国がそれぞれの合計排出量を超過させた場合、第4条5

の定めによると、各締約国は配分契約で定められた自国の排出量に責任を負う。締約国 X が自国の再配分された数量を超えた場合（すなわち、締約国 X が自国の排出量をカバーするために必要な割当量[assigned amount]の一部を締約国 Y に与えた場合）、締約国 X だけが、一般的に自国の目標を超過した締約国に適用される規定の適用を受けることになる。締約国 Y は、締約国 X が履行できるようにするために、配分契約に基づいて受け取った割当量[assigned amount]を返還するには及ばないのである。（オーストラリアほか）

188. 前約束期間中に（短期的に）、自国の排出量が自国の割当量[assigned amount]を超過した締約国がその後の約束期間においても第17条に基づく排出量取引に参加するための適格性[eligibility]を保持すべきかという問題に対処する必要がある。（オーストラリアほか）

189. 全体的な不履行体制[non-compliance regime]に関する検討を考慮に入れて、約束期間終了時の問題については更に検討する価値がある。（オーストラリアほか）

190. 付属書 B のある締約国が他の締約国にいかなる排出削減単位または部分割当量[parts of assigned amount]を「移転」する場合も、そのような移転が有効なのは、前者が締約国会議で決議される規則及び指針に従って、第3条の約束を履行したことが報告され、検証された場合だけである。（中国）

191. オプション 1 責任[liability]の分担：

(a) ある締約国が第3条の約束を履行していないことが判明した場合、第17条の規定に基づいて他の締約国に移転されたいかなる部分割当量[assigned amount][X%]は無効とされ、第3条に基づく約束を履行するために使用できず、また、さらなる取引もできない。[無効とされた[X%]は不履行[non-compliance]の程度の倍数であるものとする。不履行[non-compliance]の程度は約束期間の排出量と割当量[assigned amount]の間のパーセンテージ差である]。

(ドイツほか)

192. オプション 2 履行準備量[compliance reserve]

- (a) 第17条に基づくすべての移転の一部[X%]は履行準備量[compliance reserve]として留保される。その場合、単位の使用また取引はできない。事務局は、第8条に基づく排出量インベントリーおよび割当量[assigned amounts]の年間の編纂および計算の一環として、履行準備量[compliance reserve]として留保された単位について報告する。約束期間終了時に、そのような単位は発生締約国に返還されるが、それは当該締約国が第3条に基づく約束を履行している場合にかぎるものとし、その場合、その単位は移転、または、将来の約束期間のためにバンキングできるものとする。約束期間終了時に締約国が第3条に基づく約束を遵守していない場合、準備勘定に預託された一部の単位は無効とされ、その場合、その単位をさらに使用または取引できないものとする。(ドイツほか)

193. オプション 3 「トリガー」

- (a) 第3条に基づく約束についてある締約国に疑義が提起され、その後当該締約国が不履行[non-compliance]であることが以後判明した場合、疑義が提起された時点後に第17条の措置に基づき、他の締約国に移転された当該締約国のいかなる部分割当量[parts of assigned amount]も無効とされ、第3条に基づく約束を履行するために使用できず、また、さらなる取引もできない。そのような疑義は後に定める特定状況においてのみ提起できるものとする。(ドイツほか)

194. [...] ⁽⁷⁾ (ドイツほか)

195. E R Uを売却する組織または国は排出削減量を維持する責任[liability]を負うものとする。E R Uの維持の程度はE R Uの認証[certification]と有効期間に反映されるべきである。(南アフリカ)

⁽⁷⁾ テキストはあとで提供される。

196. スイスは取引規則（例えば、売手／買手／共有責任[liability]分担、履行準備量[compliance reserve]）の履行を確保するために様々なオプションを注意深く検討した結果、以下の結論に到達した。すなわち、いわゆる検証後の取引システムは管理的に最も簡素、最も予測可能かつ低リスク、最低コストの、最も透明、最も環境的に信頼性があるシステムでなければならない。なぜなら、超過売却は事実上不可能であり、したがって責任[liability]規定は必要ないからである。（スイス）

197. このシステムの下では、締約国／主体は前年度の実際の排出量インベントリーを超過した利用可能な平均年間PAA単位（約束期間の5年間の平均）しか取引できない（このモデルでは、取引は2009年に初めて開始されるか、または2008年のインベントリーが得られてから初めて開始される）。このオプションを選択した場合、前年度の実際の排出量と比較して、超過した年間平均PAAを持つ締約国しか取引できず、取引できる数量はこの超過分に限定される。これらの超過PAA単位の証明書は事務局が各締約国に毎年発行することができる。ただし、第8条の審査プロセスが、当該締約国の排出インベントリーの質に関する実行について疑義を提起しない場合にかぎる。PAA単位証明書の発行を受けた締約国は、第3条に基づく義務を履行[implementation]するために当該証明書を保持し、自国において法人[legal entities]にその証明書を競売し（取引のゆがみのリスクのために、グランドファザリングは認められない）、あるいは、他の適格締約国または法人[legal entities]にそのような証明書を売却できる。このシステムにおいては、超過売却のリスクはないため、民間部門に高いリスクをもたらす複雑な責任[liability]手続きおよび不履行手続き[non-compliance procedures]を定める必要がない。（スイス）

O. 実施[implementation]

198. いわゆる排出削減単位あるいはいかなる部分割当量[parts of assigned amount]の「移転及び取得」も、新しい国際的なビジネス取引システムあるいは制度を創設することなく付属書B締約国内の二国間または多国間取決めによって

行うことができる。(中国)

199. 第8条の該当規定に基づいて、これらの原則、方法、規則、指針での要件に対する付属書B締約国の履行に疑義が特定されても、部分割当量[parts of assigned amount]の移転・取得はそのような疑義の特定後も引き続き行うことができる。ただし、履行問題が当該締約国に有利に解決されるまで、その部分割当量[parts of assigned amount]は第3条に基づく約束を履行[implementation]するために使用することはできない。(ドイツほか)

200. 締約国間の部分割当量[parts of assigned amount]の移転・取得は交換できるものとする。このような交換も法人[legal entities]に開放されるものとする。(ドイツほか)

201. いかなる部分割当量[assigned amount]の移転および取得を希望する締約国は、移転前に移転される数量を公表しなければならない。(ドイツほか)

202. 事務局は国際取引に参加する適格性を有する締約国に関する情報を公表する。各締約国は取引することを承認した自国内の法人[legal entities]の名称および連絡先の明細の記録を保持しなければならない。そのような情報は事務局と公衆に公表されるものとする。(ドイツほか)

203. [...] ⁽⁸⁾ (ドイツほか)

⁽⁸⁾ テキストはあとで提供される。

P. 補足性[supplementarity]

204. A O S I S の考えでは、いかなる付属書 I 締約国による各メカニズムの利用も自国の国内的な行動を補足するものでなければならない。補足性[supplementarity]に関する定量的及び定性的規則および指針は京都議定書第 2 条および 3 条 2 の精緻化の範囲内で策定され得る。付属書 I 締約国が主として自国の領土外で行われる方法によって京都議定書第 3 条に基づく義務を履行することが認められるならば、政策・措置および証明可能な進捗状況に関するこれらの拘束的約束が大きく損なわれることになる。(A O S I S)

205. 補足性[supplementarity]に関する規則はこれらの条項の趣旨に基づいて策定されるべきであり、また、そのような規則は議定書の報告、詳細な審査、不履行手続き[non-compliance procedures]などの規定に基づいて策定の対象となる。国内的な努力が排出抑制および削減に関する数量化された約束を達成するための主要な手段であることを締約国が証明できなかった場合、メカニズムを利用する締約国の権利を停止する権限をそのような規則に付与すべきである。(A O S I S)

206. しかし、A O S I S が懸念しているのは、付属書 I 締約国が自国の約束を達成するために京都議定書各メカニズムに過度に依存し、そのために、国内的努力による約束の履行、補足性[supplementarity]の証明、次回の交渉におけるより意欲的約束の引受けなどの面でこれら締約国の能力を損なうことになるのではないかということである。(A O S I S)

207. 補足性[supplementarity]の原則について、A O S I S の考えでは、議定書に基づいて特別な取扱いを求めている R I E O (地域経済統合組織) の法的及び政治的性格を別々に評価する必要があり、特に中央当局とその加盟国間の気候関連の権限の分担について評価する必要がある。(A O S I S)

208. A O S I S は補足性[supplementarity]の概念を強く支持し、そのような概

念を定量的または定性的な点でどのように決定すべきかに関する提案を歓迎する。
(AOSIS)

209. 京都議定書第17条に基づく「排出量取引」(ET)は非常に限定された種類の「取引」である。京都議定書第17条に明確に定められているように、第17条に基づく「いかなるそのような取引も京都議定書第3条に基づく排出抑制および削減に関する数量化された約束を達成するための国内的な行動の補足でなければならない」。第17条に基づく「排出量取引」の目的は、補足手段として、付属書B締約国が第3条に基づく約束を達成するのを支援することにある。(中国)

210. このことは以下を意味している。すなわち、第17条に基づくETの性質、目的、範囲は、基本的にKP(京都議定書)第3条に基づく付属書B締約国の排出抑制および削減に関する数量化された約束を達成するための国内的な行動の補足以外のなにものでもなく、このような取引は国際的投機のためではない。(中国)

211. この原則について、京都議定書は三つのメカニズムについて明確な規定をもっている。特に、排出量取引について、第17条の定めによると、京都議定書の第3条に基づき「いかなるこのような取引も、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束 [quantified emission limitation and reduction commitments] を達成するための国内的な行動を補足するものとする」。したがって、三つのメカニズムから取得された海外の相殺総量に対して具体的な上限を定めなければならない(COP 決議7/CP/4(Doc.FCCC/CP/1998/16/Add.1)の付属書「作業計画」に定められた第12条に基づく要素9、一般規定に基づく要素19、第6条に基づく要素6、第17条に基づく要素8参照)。(中国)

212. [...] ⁽⁹⁾ (ドイツほか)

⁽⁹⁾ テキストはあとで提供される

213. いかなる場合にも付属書 I 締約国は他の国が提供した施設を利用するだけで京都議定書に基づく義務を達成したものと認められるべきではない。付属書 I 締約国による柔軟性メカニズムの利用は国内的な行動の補足である。(モーリシャス)

214. 付属書 B 締約国による各メカニズムの利用は自国の国内的な行動の補足であるものとする。(シオレラレオネ)

215. 各メカニズムは国内的な行動の補足であるものとする。しかし、この補足性[supplementarity]の程度はメカニズムに付けられた条件次第である。発展途上国が長期的利用のためにクレジットおよび活動をバンキングできる場合、各メカニズムの利用の程度を拡大することができる。そのようなバンキングができない場合、大部分の利益は先進国に行くため、各メカニズムの利用は制約されることになる。第 3 条の約束が国内的な行動によってどの程度履行されるかの問題は柔軟に検討されるべきである。そうすれば、約束の達成は国内的な行動もその一つである利用可能なすべてのメカニズムを最も効率的に利用できる。衡平性[equity]の問題はここで同じように検討されなければならない。しかし、様々なメカニズムの配分については柔軟に考えなければならない。特に、時間の経過とともに、また、技術の変化に応じて、開発速度およびコスト構成によって新しいチャンスが生まれる。したがって、これらの配分を改訂する手段を定めなければならない。これはクレジットの価値が同じ場合にのみ可能である。CDMの場合、メカニズムの適用によりある種の価値が生じるという事実を盛り込むべきである。そうすれば、これらのクレジットの価値が他の二つのメカニズムの価値を下回ることはない。(南アフリカ)

216. 地域経済統合組織内の各国に対する「国内的な行動の補足」としての数量化の適用は、付属書 B に基づいて行われものとする。(南アフリカ)

217. 「国内的な行動の補足」を精緻化するための権限の欠如、すなわち、精緻化するについての不適切性について。特に経済移行国において、長期的な高コス

トと引換えに、短期的なチャンスのみを利用することを回避するために、国内的な行動を含めることが望ましい。したがって、メカニズムは国内的な行動の補足であるものとする。しかし、この補足性[supplementarity]の程度はメカニズムに付けられた条件次第である。発展途上国が長期的にメカニズムを利用するためにクレジットおよび活動をバンキングできる場合、メカニズムの利用を拡大することができる。そのようなバンキングができない場合、大部分の利益は先進国に行くため、メカニズムの利用は制約されることになる。(南アフリカ)

218. ウガンダは後発発展途上国であり、気候変動の悪影響に対して最も脆弱な国の一つである。したがって、条約および議定書に基づく温室効果ガスの削減は、まず付属書 I 締約国の領土内において実施されなければならないとウガンダは確信している。この点について、G H G の削減または回避[avoidance]をもたらす海外活動は補足的でなければならない。国内外の削減量または回避[avoidance]量は、数量化されなければならない。また、海外の削減、回避[avoidance]、隔離から生じるクレジットの質にしかるべき注意を払う必要がある。数量化に関する討議は柔軟性メカニズムの設計に関する討議と平行して進めるべきである。ウガンダはこれらの原則について話し合いたいと考えている。(ウガンダ)

Q. 履行に関する問題

219. 補足性[supplementarity]に関する規則は第 2 条および 3 条の趣旨に基づいて策定されるべきであり、また、そのような規則は議定書に基づく報告、厳格な審査、不履行[non-compliance]手続きなどの規定に基づいて策定されるべきである。国内的な行動が排出抑制および削減に関する数量化された約束を達成するための主要な手段であることを締約国が証明しなかった場合、メカニズムを利用する締約国の権利を停止する権限をそのような規則に付与すべきである。(A O S I S)

220. A O S I S は、第 18 条に基づいて、「不履行[non-compliance]の原因、種類、程度、頻度を考慮しつつ、結果の示唆的なリストを作成することを含め、本議定書の不履行[non-compliance]のケースを決定し、そのようなケースに対処するた

めに必要かつ効果的な手続きおよびメカニズムを定める」ことを強く支持する。これらの結果の中に、いかなる不履行締約国の議定書の各メカニズムに参加する権利を停止する権限を含めるべきである。(AOSIS)

221. AOSISの考えでは、排出削減量の費用効果的な手段の提供、資金及び技術の移転の促進、温室効果ガス排出量削減事業における民間部門及び発展途上国の参加などによる履行の促進において各メカニズムは中核的役割を担うことができる。(AOSIS)

222. 締約国が各メカニズムに参加する利益を取得するための前提条件として、締約国が議定書の義務を履行していることを証明しなければならないとすれば、それは強力なインセンティブとなる。(AOSIS)

223. 排出量取引制度に参加するためには第5条および7条の履行を条件にすれば、議定書に基づく主要な義務の履行を促進する一助となる。これらの条項に基づいて、締約国は排出の抑制及び削減に関する数量化された約束 [quantified emission limitation and reduction commitments] の履行を証明すべきである。実際、約束の履行に関する評価はこれらの条項の適正な履行[implementation]に依存している。(オーストラリアほか)

224. 約束期間終了後短期間のうちに、締約国は、例えば、割当量[assigned amount]単位を取得して、超過排出量を是正することができるものと想定される。問題は、そのような短期間の後、排出量が以前の約束期間の割当量[assigned amount]を超過した締約国が以後の約束期間においても第17条に基づく排出量取引に参加する適格性[eligibility]を維持することができるかということである。(オーストラリアほか)

225. これらの約束期間終了時の問題については、全般的な不履行体制[non-compliance regime]に関する議論を考慮に入れて、さらに検討が必要である。(オーストラリアほか)

226. 各約束期間終了時に、例えば、締約国は割当量[assigned amount]の単位を取得することによって [短期間のうちに] 排出超過分を是正できる。[(短期間の後に)前の約束期間中に自国の排出量が自国の割当量[assigned amount]を超過した締約国が以後の約束期間においても第17条に基づく排出量取引に参加するための適格性[eligibility]を保持できるかという問題に対処する必要がある]。
(オーストラリアほか)

227. 履行について。京都議定書の履行期間中に達成されるべきトン数を明示し、明確に定義された設定目標の履行程度を測定するための標準システムを使用すること。履行の尺度は、この期間中の排出量から当該締約国が保有しているクレジット総数を控除したものである。したがって、目標を有するいかなる締約国もその領土において保有しているクレジットを追跡するシステム、すなわち、C E R s 及び E R U s の取引を追跡するなんらかの形の中央銀行を設ける必要があることは明白である。不履行[non-compliance]に対するペナルティは第18条ではなく12条と17条に基づいて交渉されなければならない。**(南アフリカ)**

228. 履行関連の問題について。これらはすべてのメカニズムについて同じであり、以下の問題が含まれる。すなわち、排出削減量の数量化、クレジットの有効期間、所有権・取引・バンキング、目標へのクレジットの利用などである。**(南アフリカ)**

229. スイスの考えでは、京都議定書の三つのメカニズムのそれぞれに対して独立した検証[validation] / 認証[certification]を行う必要がある。第6条に基づいて、事業が事業適格規準[project eligibility criteria]を満たし、合意された規準[criteria]に適合したベースラインを持つことを確認するために、当該事業は検証されなければならない。事業によって発生した排出削減量は、そのような削減量が発生したあと認証[certification]されなければならない。一般的に第12条の事業についても同様の基本的検証[validation] / 認証[certification]が必要である。第17条に基づく排出インベントリー作成のため

の国内システムは、C O P / M O Pによって決定される指針に合致しているか検証⁽¹⁰⁾されなければならない。法人[legal entities]が排出量取引に参加することが認められた場合、法人[legal entities]による取引活動の正確な追跡・説明責任[accountability]の国内システムも、取引が第17条の規則に基づいて定められる要件に合致しているか確認するために検証されなければならない。さらに、締約国が利用できる超過P A A単位の数量は認証され、証明書が毎年発行されなければならない(検証後の取引システム[post-verification trading system]を想定)。(スイス)

230. 既存のノウハウと組織を踏まえて、一般的に、C O P / M O Pが指定した既存の国内または地域の認定当局による必要な検証[validation] / 認証[certification]を行うために国内の独立した「運営組織」[operational entities](C D Mについては京都議定書の用語を借用)が認定[accreditation]されなければならない。C D Mの場合、第12条5によると、運営組織[operational entities]はC O P / M O Pによって指定されるが、この「指定」は事務的なボトルネックを回避するために国内 / 地域の認定[accreditation authorities]当局によって行われるものと思われる。近く開催されるS B S T A / S B Iの会合でこの方法と他の方法について討議する必要がある。他のメカニズムについては、運営組織[operational entities]は明示的に定められてはいないが、上記提案のように、検証[validation] / 認証[certification]が必要な場合、そのような運営組織[operational entities]が必要である。(スイス)

⁽¹⁰⁾ 国内の排出インベントリー・システム / データが独立した機関によって検証されることは排出量取引制度の信頼性を確保する上で不可欠である。そうでなければ、インベントリー・データが偽造される余地が非常に大きくなる。なぜなら、不確定要素が50-100%以上あるのが普通だからである。

231. 運営組織 [operational entities] は検証 [validation] または認証 [certification] のための一連の議定書（または基準）に基づいて検証 [validation] / 認証 [certification] するために指定された国内 / 地域当局によって認定されなければならない。これらの検証 [validation] ・ 認証議定書 [certification protocols must by adopted] は C O P / M O P により採択される必要がある。排出量取引および共同実施の場合、事務局は運営組織 [operational entities] の認証報告書 [certification report] に基づいて証明書を実際に発行する業務を与えられるが、他方、この業務は C D M に基づいて理事会 [executive board] によって履行されるべきである。（スイス）

232. そのようなシステムが設けられた場合、同システムは京都議定書メカニズムに参加する締約国にのみ適用され、議定書に基づく測定、報告、審査、遵守のための全システムに結合される（付属書 I 締約国にのみ適用される第 8 条に基づく専門家による検討 [expert review process] 審査プロセスを含む）。第 8 条 1 の審査プロセスおよび第 8 条 2 の専門家の審査は J I、C D M、排出量取引に参加する付属書 I 締約国において取引を行う運営組織の業績をスポット・チェックするために利用されるべきである。しかし、第 8 条の審査は京都議定書メカニズムの検証 / 認証 [certification] プロセスに取って代えることはできない。（スイス）

233. スイスは、取引規則の遵守を確保するために様々なオプションを注意深く検討した結果（例えば、売手 / 買手 / 責任 [liability] 分担、遵守準備量 [compliance reserve]）、以下の結論に到達した。すなわち、いわゆる検証後の取引システムは事務的に最も簡素な、最も予測可能かつリスクが最小の、最もコストの少ない、最も透明な、最も環境的に信頼性があるシステムでなければならない。なぜなら、超過売却は事実上不可能であり、したがって、責任 [liability] 規定は必要ないからである。（スイス）

234. このシステムの下では、締約国 / 組織は前年度の実際の排出量インベントリーを超過した利用可能な平均年間 P A A 単位（約束期間の 5 年間の平均）しか

取引できない（このモデルでは、取引は2009年に初めて開始されるか、または2008年のインベントリーが利用可能になって初めて開始される）。このオプションを選択した場合、前年度の実際の排出量と比較して、超過した年間平均PAAを持っている締約国しか取引できず、取引できる数量はこの超過分に限定される。これらの超過PAA単位の証明書は事務局によって各締約国に毎年発行される。ただし、第8条の審査プロセスにより、当該締約国の排出インベントリーの質に関する履行[implementation]について疑義が提起された場合はこのかぎりではない。PAA単位証明書の発行を受けた締約国は第3条に基づく義務を履行するためにそのような証明書を保持し、自国において法人[legal entities]にそのような証明書を競売し（取引のゆがみのリスクのために、グランドファザリングは認められない）または他の適格締約国または法人[legal entities]にそのような証明書を売却できる。このシステムにおいては、超過売却のリスクはないため、民間部門に高いリスクをもたらす複雑な責任[liability]手続きや不履行手続き[non-compliance procedures]を定める必要がない。（スイス）

R. 定期的見直し

235. COPは提出文書(文書FCCC/SB/1999/MISC.3参照)のパラグラフ1～11の定めに基づいて、排出量取引の運営に関する原則、方法、規則、指針を見直す。最初の見直しは2012年以前に行うものとする。さらなる見直しは以後定期的に行われるものとする。（ドイツほか）

236. 原則、方法、規則、指針の改訂はこれらの採択の後の約束期間に発効するものとする。締約国の取引適格性[eligibility]に関する改訂または適格性規準[eligibility criteria]を満たした新規参入者に関する改訂は現行約束期間中に行うことができる。（ドイツほか）

S. さらなる作業

237. 欧州共同体およびその加盟国ならびにブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、ハンガリー、ラトビア、ポーランド、スロベニアなどの提案は検討が必要なすべての問題をカバーしているわけではない。我々は以下の問題についても実り

のある討議を期待している：

- (a) 関する環境保全上の効果はどのように確保されうるか？
- (b) 透明性、アクセス可能性、検証可能性はどのように確保されうるか？
- (c) 割当量[assigned amount]単位の一部は毎年使用済みとされなければならないか？
- (d) 排出量取引は遵守インセンティブとしてどのように役立ちうるか？ (ドイツほか)

T. 能力の向上

238. 京都議定書のいずれかのメカニズムに参加するためには、「移転を行う国」および「取得を行う国」の両国、特に発展途上国および後発発展途上国においてかなりの能力を必要とする。A I Jパイロットフェーズおよび類似の「メカニズム」の国内利用による経験の示すところでは、排出削減量を取得または移転することを希望する国では、排出量のモニタリング、報告、検証のための高度な方法が必要である。(A O S I S)

239. A O S I Sの考えでは、各メカニズムへの参加の前提条件として、この能力の存在の証明が必要であり、そのような能力開発のコストを賄うために適格締約国に資金を提供すべきである。(A O S I S)

240. さらに、A O S I Sの考えでは、発展途上国がC D Mに参加できるようにするためにこれらの国に必要な能力の向上[capacity building]を援助する具体的な仕組みを設ける必要がある。そのような仕組みは京都議定書の各メカニズムの実施[implementation]の十分前に設ける必要がある。(A O S I S)

241. 能力の向上について。能力の向上は各メカニズムを利用する上で不可欠の要案であり、すべての発展途上国において公平な能力の向上が図られなければならない。(南アフリカ)